

I 大気汚染に関する規制・指導

東京都における、大気汚染に関する規制・指導が適用される主な法令等の概要は次のとおりである。

(注) 電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法が適用される規制並びに自動車排ガスに関するものは省略する。また、ダイオキシン類対策特別措置法は、大気に関する事項のみ示す。

なお、法令による規制指導のほか、窒素酸化物及び二酸化炭素の排出が少ない優良な小規模ボイラー等燃焼機器を認定し推奨する制度も実施している。「低 NO_x・低 CO₂ 小規模燃焼機器認定要綱」(平成 21 年 3 月施行)(参考資料Ⅲ参照)

1 大気汚染防止を目的とする法令等の概要

1-1 大気への排出についての規制

(1) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。)

【対象事業場・施設】 工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等

(注) 法では、「工場及び事業場」を規制の対象としているが、定義は明確ではない。継続的に一定の業務のために使用される事業所のうち、物の製造又は加工のために使用される事業所を工場、それ以外を事業場と取り扱う(S48.3.14 環大規第 45 号通知)。

【規制対象物質】 ばい煙、指定物質、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん(石綿)、水銀等及び有害大気汚染物質

(2) ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号。以下「ダイ特法」という。)

【対象事業場・施設】 廃棄物焼却炉等大気基準適用施設

【規制対象物質】 ダイオキシン類(次の 3 種類の物質で異性体も含む。)

- ①ポリ塩化ジベンゾフラン
- ②ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン
- ③コプラナーポリ塩化ビフェニル

(3) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年条例第 215 号。以下「環境確保条例」又は「条例」という。)

【対象事業場・施設】 条例に定める工場、指定作業場等

(注) 条例では、工場を別表第 1、指定作業場を別表第 2 で定めている。(参考資料Ⅱ参照)

【規制対象物質】 ばい煙(硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物)、有害ガス・有害物質、炭化水素系物質、一般粉じん及び石綿(アスベスト)

(注) 条例で規定する「ばい煙施設」は、ボイラー、各種工業炉、廃棄物焼却炉等の燃焼施設(電気炉を含む。)をいい、「ばい煙施設以外の施設」は、溶解槽、反応施設等の電気炉以外の非燃焼施設をいう。

1 大気汚染防止 法令の概要

(4) 工場・事業場に係る窒素酸化物削減指導要綱（昭和 60 年 3 月施行）

【対象事業場・施設】

島しょを除く都内全域のばい煙発生施設を設置する工場・事業場

【規制対象物質】

窒素酸化物

1-2 有害物質等の適正管理制度

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、法律及び条例による制度がある。

(1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号。以下通称名である「化管法」という。）

表 1-2-1 化管法における制度の概要

制度名称	概要
SDS 制度 (Safety Data Sheet)	有害性のおそれのある化学物質及びそれを含有する製品を他の事業者へ譲渡又は提供する際に、事業者は、化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を相手へ事前に提供することを義務付けるとともに容器等に必要な表示を行うよう努めることとした制度
PRTR 制度 (Pollutant Release and Transfer Register)	人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握して国に対して届出を行い、国は届出データや届出外データ（推計値）を集計して公表する制度

表 1-2-2 化管法における対象化学物質の分類と有害性の条件

第一種指定化学物質 (PRTR 及び SDS 対象)	462 物質※	下の条件のうち、いずれかの有害性があり、環境中に広く継続的に存在する化学物質
第二種指定化学物質 (SDS 対象)	100 物質※	下の条件のうち、いずれかの有害性の条件に当てはまり環境中にはそれほど多くは存在しないが将来環境中に広く継続的に存在する状態になることが見込まれる化学物質
有害性の条件		
1 人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるもの		
2 自然の状況で化学変化を起こし容易に生成する化学物質が 1 に該当するもの		
3 オゾン層を破壊し、人の健康を損なうおそれがあるもの		

※ 令和 3 年 10 月 20 日公布の政令改正により、令和 5 年 4 月 1 日から第一種指定化学物質は 515 物質、第二種指定化学物質は 134 物質となる（PRTR 制度の対象物質の排出・移動量の把握は令和 5 年度から、届出は令和 6 年度から。）。

表 1-2-3 PRTR 制度の対象となる事業者及び製品の要件

事業者の要件	次の要件を全て満たす事業者	
	対象業種	製造業、電気業、ガス業、燃料小売業、洗濯業等 24 業種
	従業員数	常用雇用者数が 21 人以上の事業者
	取扱量	次のいずれか。 ①第一種指定化学物質の取扱量が 1 t / 年以上である事業所を有する事業者 ②特定第一種指定化学物質* (人に対して発がん性のある物質) の取扱量が 0.5 t / 年以上である事業所を有する事業者
製品の要件	第一種指定化学物質を 1 質量%以上 (特定第一種指定化学物質は、0.1 質量%以上) 含有するもの	

※特定第一種指定化学物質

石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン (別名塩化ビニル)、ダイオキシン類、鉛化合物 (令和 5 年度からは、鉛及びその化合物)、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、1,3-ブタジエン、2-ブロモプロパン、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン=トリクロリド、ベンゼン並びにホルムアルデヒド (令和 5 年度から追加される物質: アセトアルデヒド、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン、1,2-ジクロロプロパン、トリクロロエチレン、トルイジン、ペンタクロロフェノール、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ビス (トリブチルスズ) =オキシド)

(2) 環境確保条例による化学物質の適正管理 (条例第 108 条～第 112 条)

条例では、化学物質 (放射性物質を除く元素及び化合物) を取り扱っている全ての事業者に対しその適正管理を求めており、特に、適正管理化学物質を取り扱う事業者に対してその排出量や移動量の把握、報告等を義務付けている。

【対象事業場】 工場・指定作業場

【対象物質】 適正管理化学物質 (性状及び使用状況から特に適正な管理が必要とされる化学物質) (59 物質*)

【対象事業者】 適正管理化学物質取扱事業者 (適正管理化学物質を単体で年間 100kg 以上取り扱う者)

※適正管理化学物質

アクロレイン、アセトン、イソアミルアルコール、イソプロピルアルコール、エチレン、塩化スルホン酸、塩化ビニルモノマー、塩酸、塩素、カドミウム及びその化合物、キシレン、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、クロルピクリン、クロホルム、酢酸エチル、酢酸ブチル、酢酸メチル、酸化エチレン、シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、シマジン、臭素化合物 (臭化メチルに限る。)、硝酸、水銀及びその化合物、スチレン、セレン及びその化合物、チウラム、チオベンカルブ、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、トルエン、鉛及びその化合物、ニッケル、ニッケル化合物、二硫化炭素、砒素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ピリジン、フェノール、ふっ化水素及びその水溶性塩、ヘキサン、ベンゼン、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物、メタノール、メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン、有機燐化合物 (EPNに限る。)、硫酸、ほう素及びその化合物並びに 1,4-ジオキサン (H25.4.1 追加)